

第3次熊本市歯科保健基本計画の最終評価 および次期計画策定スケジュールについて

第3次熊本市歯科保健基本計画

1. 計画の位置づけ

歯科口腔保健の推進に関する法律第3条に基づき、本市の歯科保健の推進に関する施策等を定める計画とし、作成にあたっては国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を勘案しています。

○市民、関係期間・団体及び行政が協働で歯科口腔保健の向上に取り組むための基本方針

2. 計画の概要

熊本市第7次総合計画、第3次熊本市食の安全安心・食育推進計画、第2次健康くまもと21推進計画との整合性を図るため、期間を1年延長し、平成25年度から令和5年度の11年間としています。また、平成30年度には市民アンケート調査等を実施して中間評価・見直しを行いました。

令和5年度は計画の最終評価年にあたり、新たに市民アンケート調査を行い、アンケートの回答内容等から取組みの評価、分析を行います。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国	歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年8月施行)													
	計画なし 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の制定(平成24年7月厚生労働大臣告示)											次期基本的事項		
県	第3次熊本県歯科保健医療計画 (平成24年度～平成29年度)6年間						第4次熊本県歯科保健医療計画 (平成30年度～令和5年度)6年間							
市	第2次	第3次熊本市歯科保健基本計画 (平成25年度～令和5年度) 11年間												

3. 次期計画策定に向けてのスケジュール

令和4年度 8月 1月～3月	第2回健康くまもと21推進会議 歯科保健部会 開催 健康くまもと21推進会議 開催 (第3回歯科保健部会開催) ・次期計画の体系、基本的施策、方向性の検討 ・健康づくりに関する市民アンケート調査の内容検討 〔第3次歯科保健基本計画の成果指標の評価のための設問 次期計画の策定のための設問〕
令和5年度 4月～ 3月	国) 次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 公表 健康づくりに関する市民アンケート調査の実施 次期計画策定会議 次期計画策定